

総務課	36-2111
企画調整課	36-2122
税務町民課	36-2112・2114
産業課	36-2113
建設水道課	(建設担当) 36-2115 (水道担当) 36-2116
出納室	36-2117
商工観光課	36-2119
議会事務局	36-2141

## 日本赤十字社資の募集

6月30日までの間、各自治会等のご協力をいただき日本赤十字社社資を募集しておりますので、みなさまのご理解ご協力をお願いいたします。

社資は、日本赤十字社の活動資金となり、災害救護活動をはじめ、社会福祉事業、地域医療への貢献、国際活動など、幅広い活動を展開しております。昨年、様似町においては、町民のみならずから69万5000円の社資が集まり日本赤十字社北海道支部へと送金しました。ご協力ありがとうございました。

●問い合わせ／税務町民課 会係 (TEL 36-2112)

## 産前産後期間の国民年金保険料免除について

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。出産予定日の6か月前から手続きができますので、役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

●問い合わせ／税務町民課 国民年金係 (TEL 36-2112)

## 様似町議会6月定例会開催のお知らせ

様似町議会6月定例会を次の日程で予定しています。

6月18日(水)～20日(金)

## 野外でのごみ焼却は禁止です！

野外での廃棄物などの焼却(野焼き)は、一部例外を除き法令により原則禁止されています。野焼きは、火災の原因になる他、煙・すす・悪臭を発生させるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。なお、違反者には非常に重い罰則規定が定められております。野焼きは絶対にやめましょう。

■法令違反となるケース

- ・家庭から出た紙類や木材・枯れ木など「各種ごみ」を、自宅敷地内や自己所有の田畑で焼却する行為
- ・自己所有の焼却炉で「各種ごみ」を燃やす行為
- 例外として認められるケース
- ・農・林・漁業を営むためにやむを得ないもの
- ・宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(神社でのしめ縄・飾りなどの焼却)

※いずれも消防署や役場への届出が必要です。

※一般家庭で搬出されたごみを野外で焼却する行為は、例外に該当しません。

●問い合わせ／税務町民課生活環境係 (TEL 36-2112)

又は消防隊似支署 (TEL 36-2028)

## 陸上自衛隊静内駐屯地記念行事のお知らせ

■とき 7月13日(日)

■午前9時から午後2時30分まで

■ところ 静内対空射撃場

■内容 対空実射訓練公開、音楽隊演奏、装備品展示・試乗、野外売店など

●問い合わせ／静内駐屯地広報班 (TEL 0146-44-2121)

## クールビズの通年化について

町では、例年6～9月を期間として上着やネクタイの着用を必要としないクールビズを実施していましたが、令和5年度より期間を限定せず、四季に応じた軽快な服装を奨励しています。役場庁舎や保健福祉センターなどで、ノーネクタイなどの軽装で勤務している職員もいますので、町民みなさんのご理解をお願いいたします。

## 結婚新生活補助金・結婚祝金支給事業について

新たに夫婦となったお二人の門出を祝うとともに、結婚される夫婦の経済的不安の軽減を図り、新生活を応援するため、「結婚新生活補助金」と「結婚祝金」の2つの結婚支援事業を実施しています。

結婚新生活補助金	結婚祝金
<p>■対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年1月1日以降に「婚姻届」を提出した世帯</li> <li>・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下</li> <li>・夫婦の所得金額の合計が500万円未満</li> <li>・新生活の住宅が町内にある など</li> </ul> <p>■対象費用</p> <p>結婚に伴う住宅の取得・リフォーム・引越し費用や家賃など(令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用が対象です。)</p> <p>■補助金額</p> <p>夫婦ともに39歳以下…最大30万円 夫婦ともに29歳以下…最大60万円</p>	<p>■対象世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①令和7年4月1日以降に「婚姻届」を提出した世帯で、「結婚新生活補助金」の対象とならなかった世帯</li> <li>②「結婚新生活補助金」の対象となり、その補助金額が20万円に満たなかった世帯</li> </ol> <p>■支給金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象世帯①の場合 → 夫婦1組につき20万円</li> <li>・対象世帯②の場合 → 20万円までの差額分</li> </ul>

●問い合わせ／企画調整課企画係 (TEL 36-2122)



## 交通安全旗のなみ作戦を実施します！

とき 6月26日(木) 午前7時45分～8時15分

ところ 町内19か所(自宅・職場から近いところで参加しましょう)

※小雨決行・荒天の場合は6月27日(金)の同時刻実施



自治会名	集合場所	自治会名	集合場所	自治会名	集合場所	
鶉 苫	旧盛商店前	栄町3区	様小西校門前	錦 町	様似郵便局前	
西 町	マルサン 工藤商店前	岡 田		旧富田板金前	田 代	旧山村板金前
西様似		様似築港バス停前	大通1 第1区	役場前	緑 町	
様似第一	大通公住		平 宇		平宇バス停前	
潮見台	大通1丁目		東平宇		東平宇バス停前	
本町2丁目	本町2丁目信号付近	大通中央	ヨネタ商店前	冬 島	旧外山商店前	
会所前	旧久屋商店前	睦 会	むつみ会館前	幌 満	幌満郵便局前	
栄町1区	山本産業前	大通3丁目	旧日本電工会館前	旭	留崎バス停前	
栄町2区						

中止の場合のみ防災無線でお知らせいたします ●問い合わせ／税務町民課生活環境係 (TEL 36-2112)

## 浦河警察署からのお知らせ

### 第二回 北海道警察官募集

今年度2回目の募集が始まります！北海道警察では、新卒のかたはもちろん転職して警察官になった職員も個々のスキルを活かして働いています。採用についての問合せは浦河警察署まで！



■採用予定人数…250名程度

■受験資格

【学歴】

A区分～学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業したかたか、令和8年3月末日までに卒業見込みのかた※高度専門士の称号を取得又は令和8年3月末日までに取得見込みのかたを含む

B区分～A区分以外のかた

【年齢】平成5年4月2日から平成20年4月1日までに生まれたかた

## 自動車免許更新時講習日程(6月・7月)

会 場	区分	6 月	7 月
様似町中央公民館	優良	18日(水)	9日(水)
	一般		9日(水)
	違反 初回	18日(水)	
基幹集落センター (浦河町)	優良	4日(水)	2日(水)
	違反	4日(水)	2日(水)
	初回	4日(水)	2日(水)
浦河自動車学校	一般	25日(水)	23日(水)
えりも町 福祉センター	優良	12日(木)	17日(木)
	一般	12日(木)	
	違反 初回		17日(木)

### 《講習時間》

優良…午後1時～午後1時30分【30分間】

一般…午後2時～午後3時【1時間】

違反…午後2時～午後4時【2時間】

初回…午後2時～午後4時【2時間】

※事前に警察署で手続きをしないと講習を受けられません

●問い合わせ／浦河警察署 (TEL 0146-22-0110)

## 自衛官募集

札幌地本アイドルモコ  
自衛隊札幌地方協力本部 静内分駐所  
(TEL)0146-44-2855

### 人権・行政合同相談

日時 7/16 (水)  
13:00 ~ 15:00  
場所 役場1階 町民相談室

### ひだか弁護士相談センター

#### ◆様似相談所開設日程

日時 6/10 (火)・7/8 (火)  
13:30 ~ 16:00  
場所 役場1階 小会議室

相談は無料。電話予約が必要です。  
(TEL 0146-42-8373 平日 10:00 ~ 16:00)  
申し込みされたかたは、相談時間までに役場1階町民相談室へお越しください。

#### ◆近隣の相談所開設日程

○えりも相談所 (13:30 ~ 16:00)

【日程】 6/17・7/15

【場所】 えりも町役場

○浦河相談所 (13:30 ~ 16:00)

【日程】 7/1

【場所】 浦河町役場

○静内相談所 (13:00 ~ 15:00)

【日程】

6月 9・11・16・18・23・25・30

7月 2・7・9・14・16・23・28・30

【場所】 新ひだか町静内吉野町2丁目  
ひだか弁護士相談センター

●申し込み・問い合わせ /

札幌弁護士会ひだか弁護士相談センター  
(TEL 0146-42-8373 平日 10:00 ~ 16:00)

### 事業承継個別相談会

【日時】 6/25 (水)

① 9:30 ~ 10:30 ② 10:45 ~ 11:45

【場所】 様似町商工会 会議室

【申込】 様似町商工会 (TEL 36-2416)

【締切】 6/20 (金) まで

定期的な点検しよう  
10年経ったら交換しよう

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

## 町内のコンビニエンスストアに「AED (自動体外式除細動器)」を設置しました

5月より、AEDを町内2か所のコンビニエンスストア(セイコーマート様似店、セイコーマート様似大通店)に設置しました。



1分1秒でも早い電気ショックを!

AEDとは、心臓に電気ショックが有効な状態(心室細動)なのか、そうでないかを自動的に判断して必要な時にだけ電気ショックを行う指示を与えてくれる医療機器です。

平成16年7月より、一般市民のかたもAEDを使うことができるようになり、救急車が到着する前に使用することで救命率の向上が期待されています。

最近では、全国各地で一般市民のかたがAEDを使用して救命した事例も増えてきておりますので、緊急を要する際には1分1秒でも早いAED使用のご協力をよろしくお願いいたします。

※AEDは各店舗のカウンター内および事務室に保管していますので、使用する場合は店舗従業員までお知らせください。



セイコーマート様似店



セイコーマート様似大通店

●問い合わせ / 日高東部消防組合様似支署 (TEL 36-2028)

## 働きたいかたのための出張相談

働きたいと思われているかたに向けた、「働きたい」を応援する無料出張相談会を開催します。その他就職相談も歓迎です。

◆対象...15歳~49歳のかた・ご家族

◆場所...ハローワーク浦河

◆内容...就労相談・就労体験ほか

◆日時...6月24日(火) 午前10時~11時30分

(先着順・予約可)

●問い合わせ / とまこまい若者サポートステーション (TEL 0144-84-8670)

## 町内事業者のみなさまへ 様似町中小企業特別融資制度のご案内

町では、町内の中小企業や個人事業主などが資金を円滑に調達できるように融資制度を設けており、信用保証料や利子の補給を行います。

制度名	様似町中小企業特別融資(運転資金・設備改善資金・災害等緊急資金)		
融資対象	融資の対象条件は、町内に店舗又は工場を有し、引き続き1年以上保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいる中小企業の事業者で、かつ、町税等を完納しているもので、下記のいずれかに該当するもの。 (1) 資本の総額又は出資の総額が3億円(小売業及びサービス業は5,000万円、卸売業は1億円)以下の会社 (2) 常時使用する従業員の数が300人(小売業は50人、サービス業及び卸売業は100人)以下の会社及び個人又は事業協同組合など 災害等緊急資金の対象は、町内の被害状況を勘案し、金庫と協議のうえ町長が決定します。		
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金・災害等緊急資金)		
融資限度額及び融資利率	運転資金	3,000,000円以内	2.00%
	設備資金	5,000,000円以内	2.20%
	災害資金	5,000,000円以内	2.20% ※令和7年4月1日現在
融資期間	10年以内		
償還方法	一括又は分割払い		
利子補給	運転資金	なし	設備資金 1/2 災害資金 全額
保証	この制度による融資については、保証協会の保証付きとします。また、指定金融機関より要請があった場合には、担保や連帯保証人を設定することとなります。		
保証料の助成	運転資金	2/3	設備資金 2/3 災害資金 全額
申込方法	指定金融機関(日高信用金庫様似支店)へお申し込みください。		

※金融機関及び保証協会の審査結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合がございます。

#### ●取扱金融機関

日高信用金庫  
様似支店

#### ●相談窓口

経営相談: 様似町商工会  
資金相談: 日高信用金庫様似支店

#### ●問い合わせ先

商工観光課  
TEL 36-2119

## 税金は納期内に納めましょう!

### 6月の納期

町道民税(第1期)

納期限: 6月30日

### ■町税の納付には

#### 口座振替をご利用ください

口座振替による納付は、あなたが指定する金融機関の預金口座から自動的に振替納税されます。納付に出向く手間が省けるだけでなく、納め忘れもありません。詳しい手続きの方法は、各金融機関窓口(日高信用金庫様似支店・郵便局・日高中央漁業協同組合・えりも漁業協同組合・北洋銀行浦河支店・北海道信連ひだか東代理店)まで、お尋ねください。

なお、令和5年度から「固定資産税及び軽自動車税」については、納付書に『eL-QRコード(地方税お支払いサイト)』がありますので、そちらでもお支払いが可能となっています。

### ■滞納処分が強化されております!

北海道では各市町村と連携し、全道統一的な滞納整理を実施しており、徹底した滞納処分の強化を図っております。何も連絡のないまま納期が過ぎますと、『給与や預貯金、不動産の差押等の滞納処分』を受ける場合があります。

差押が行われた場合、正当な理由なく全額もしくは一部の金額が還付されることはありません。納付が困難な場合には分割納付等の納税相談を受け付けておりますので、お早めに役場税務町民課納税係へお問い合わせください。

### 手続きに必要なもの

- ・納税通知書
- ・預金通帳
- ・印鑑(通帳の届け出印)

●問い合わせ / 税務町民課 (TEL 36-2114)

# まちづくりを担う社会人を募集します

～様似町正職員の募集・採用試験のご案内～

様似町役場では、令和8年4月1日採用予定の一般事務（社会人経験者）を次のとおり募集しますので、お知らせします。

詳しい募集・試験の内容は、町ホームページ（トップページ左側）に掲載しているほか、役場総務課にも置いてありますので、そちらをご覧ください。なお、一般事務（社会人経験者）の採用試験は、介助なしに職務の遂行が可能な身体に障害のあるかたも受験することができます。

職種	一般事務（社会人経験者）	採用予定日	令和8年4月1日
採用予定人数	若干名	普通自動車運転免許	取得または取得見込み（AT限定可）
居住地	町内居住者または町内居住が可能なかた		
受験資格	次のいずれにも該当するかた		
	①【大卒】 昭和56年4月2日から平成12年4月1日までに生まれたかた 【短大卒】 昭和56年4月2日から平成14年4月1日までに生まれたかた 【高卒】 昭和56年4月2日から平成16年4月1日までに生まれたかた ②令和4年7月1日から令和7年5月末日までの期間のうち、民間企業などにおける職務経験が3年以上あるかた ③募集・採用試験案内に定める欠格事項に該当しないかた		
試験内容	・1次選考 書類審査 ・2次選考（8月上旬、様似町役場） S P I 3（基礎能力検査、性格適性検査） 個別面接	募集・採用試験案内の詳細はこちらからご確認ください。	
選考結果	8月下旬予定 ※可否に関わらず文書で通知します。		
提出書類	①受験申込書（町指定様式。自筆、写真貼付1枚） ②面接カード（兼職務経歴書）（町指定様式。手書き・パソコン等不問） ③卒業証明書または卒業証書の写し（最終学歴のもの） ④900字以上1,100字以内の論文（任意様式。手書き・パソコン等不問） テーマ「生きるうえで、自分が大切にしていること」		
申込方法	提出書類を一括して、持参または郵送により提出		
受付期間	令和7年6月2日（月）から7月4日（金）まで		



●申し込み・問い合わせ先／様似町役場総務課庶務係（2階）TEL：0146-36-2111 E-mail：samani.chou@samani.jp

## 札幌国税局 税務職員募集のお知らせ

札幌国税局では、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

- 受験資格 令和7年4月1日において高校または中学校を卒業した日の翌日から3年以内のかたか、令和8年3月までに卒業見込みのかた
- 申し込み 6月13日（金）～25日（水） インターネット申込  
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- 一次試験 9月7日（日）
- 二次試験 10月15日（水）～24日（金）のうち指定する日

●問い合わせ／札幌国税局人事第2課（TEL011-231-5011）



## 令和7年5月26日から 戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が始まりました

戸籍法等の一部改正に伴い、これまで記載のなかった氏名の振り仮名が戸籍に記載され、戸籍上で公証されることとなりました。

戸籍に記載されるタイミングは、氏名の振り仮名の届出があったときは随時、届出がなかった場合は令和8年5月26日以降です。

### ■戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ

#### ①戸籍に記載する予定の振り仮名の通知

本籍地市区町村から、住民票の情報を参考に作成された「戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名通知書」が、原則、筆頭者あてに送付されます。

様似町に本籍があるかたについては、令和7年8月下旬の発送を予定しています。



#### ②氏名の振り仮名の届出

届出期間は令和8年5月25日までです。

通知書が届きましたら、記載されている氏名の振り仮名を必ずご確認ください。

通知書に記載された氏名の振り仮名が…

○正しい場合

⇒ 届出をする必要はありません。

ただし、早期に戸籍や住民票への記載が必要なかたは、振り仮名の届出をすることができます。

×現に使用している読み方と異なる場合

⇒ 届出が必要です。

「ヤ・ユ・ヨ・ヅ」などの小文字が大文字になっている場合も届出の対象となります。

### ■氏名の振り仮名の届出について

#### 1. 届出の方法

氏名の振り仮名の届出は、届出をするかたの本籍地または住所地の市区町村の窓口で行うことができます。マイナポータルを利用してオンラインで届出をすることもできるほか、郵送での届出も可能です。

#### 2. 届出のできるかた

##### ●氏の振り仮名の届出

戸籍の筆頭者が届出人となります。筆頭者が除籍されている場合は配偶者、配偶者も除籍されている場合は、子が届出人となります。

##### ●名の振り仮名の届出

戸籍に記載されている本人、15歳未満のかたについては、親権者等の法定代理人が届出することとなります。

### ■振り仮名制度に関する詳しい内容やお問い合わせ先

#### ●法務省振り仮名コールセンター

【電話番号】0570-05-0310

#### 【開設期間】

令和7年5月26日から令和8年5月26日まで（土日祝日、令和7年12月30日から令和8年1月3日を除く。）

【開設時間】午前8時30分から午後5時15分まで

#### ●法務省ホームページはこちら



●問い合わせ／税務町民課戸籍係（TEL 36-2112）